



## 転出届(郵送)必要書類フロー

異動する方の中にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方はいますか。

はい

いいえ

以下の質問全てにチェックが入りますか。

- 異動者本人または同一世帯員の方が、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持参して、転入届をすることが可能である。
- 新住所地に住み始めてから14日以内に転入届をすることができる。※異動日から14日を経過するとカードが失効します。
- 4桁の暗証番号(住民基本台帳用暗証番号)を覚えている。

はい

いいえ

マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを利用する方法

「転出証明書」は発行されません。転入届をする時は、**必ずマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをご持参ください。**

<注意事項>

・休日に転入手続きを行う場合、市区町村によってはカードを利用した転入手続きが行えない場合があります。この方法を希望される方で休日に転入手続きをする可能性がある方は、事前に転入先市区町村にご確認ください。

<必要書類>

- 転出届(郵送用)1ページ目
- 本人確認書類の写し ※1
- 藤沢市発行の国民健康保険証、介護保険証、各種医療証の原本(お持ちの方のみ) ※2

転出証明書を発行する方法

海外へ転出される方以外は、「転出証明書」が発行されます。**必ず返信用の封筒(宛先を記入し切手を貼ったもの)を同封してください。**

<必要書類>

- 転出届(郵送用)1ページ目
- 本人確認書類の写し ※1
- 返信用封筒(宛先を記入し切手を貼ったもの)(海外へ転出される方は不要)
- 藤沢市発行の国民健康保険証、介護保険証、各種医療証の原本(お持ちの方のみ) ※2

転出届(郵送用)1ページ目に、利用される転出届の方法をチェックしてください。

※1・・・有効期限内の顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等)は1点、健康保険証・年金手帳・預金通帳・診察券等は3点以上

※2・・・原本をお送りください。なお、後期高齢者医療被保険者証は送付しないでください。